

## 一般財形預金（財形期日指定定期預金）

一関信用金庫  
令和5年4月1日現在

1. 商品名	・ 一般財形預金(財形期日指定定期預金)												
2. 販売対象	・ 財形貯蓄取扱契約先企業の勤労者の方												
3. 期間・預金種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積立期間は3年以上です</li> <li>・ この預金は預入れ明細ごとの最長預入期限(預入日の3年後の応答日)に元利金の合計額をもって自動的に期日指定定期預金として継続します、継続された預金についても同様とします</li> <li>・ 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨の申出が必要です</li> </ul>												
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与または賞与からの天引き預入</li> <li>・ 1回あたり1,000円以上</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>												
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金は、次に定める満期日以降に支払います</li> <li>満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします、満期日はこの預金の全部または一部について据置期間満了日から最長預入期限までの任意の日を指定できます、満期日を指定するときは、その1か月前までに取扱店への通知が必要です、この預金の一部について支払額を定めるときは、1万円以上の金額となります</li> <li>・ 詳しくは窓口でお問い合わせください</li> </ul>												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定金利</li> <li>・ 利息は預入日から日数および預入期間に応じた店頭表示の期日指定定期預金利率を適用し1年複利の方法で計算します</li> <li>・ 継続をする場合の利息は、継続日に元金に組入れます</li> <li>・ 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います</li> <li>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>												
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります</li> </ul>												
8. 手数料	_____												
9. 付加できる特約事項	_____												
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率												
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%												
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%												
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%												
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%												
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧くださいまたは窓口にお問い合わせください												

## 一般財形預金（財形期日指定定期預金）

一関信用金庫

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス担当部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください）</li> </ul>